

指定介護予防支援事業所の指定更新について

～指定介護予防支援事業所とは～

要支援1・2の認定を受けた方の介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護予防サービス事業者との連絡・調整などの介護予防ケアマネジメント等を一体的に実施する介護予防支援事業を行っています。

介護予防支援の実施主体は原則として地域包括支援センターですが、一部指定居宅介護支援事業所に委託して実施しております。介護保険法に基づき、指定介護予防支援事業所は6年毎に指定更新が必要となります。

ほうらい地域包括支援センター

所在地	台東区清川二丁目14番7号	
窓口時間	9:00～17:00	
担当地域	今戸、東浅草、清川、橋場	
職員体制	保健師 1名 社会福祉士 2名	看護師 1名 主任介護支援専門員 1名
現に受けている指定の有効期間満了日	令和4年5月31日	
指定期間	令和4年6月1日～令和10年5月31日	
実績 ケアプラン件数	令和2年度	2,351件（うち委託件数 1,530件）
	令和3年度（12月末時点）	1,717件（うち委託件数 1,002件）



運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 清峰会
所在地	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389番地5
主な運営事業	障害者支援施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、居宅介護支援、子育て支援施設 等